

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について

現 行	改 正 後
<p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 1 認可申請書等の審査</p> </div> <p>(略)</p> <p>1 - 1 - 2 認可申請書の添付書類の審査</p> <p>認可申請書の添付書類の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>規則第11条第1項第8号の「純資産額の見込み」は、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における投資信託委託業者としての業務の収支見込みに基づき算出されていること。</p> <p>規則第11条第1項第8号の「業務の計画書」は、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における人員配置計画、支店その他の営業所の設置計画及び投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務を行う部門の設置計画等、投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務の計画が具体的に記載されていること。</p> <p>規則第11条第1項第11号の書面には、国内の証券会社及び登録金融機関での募集の方策等（直接募集を行う場合においては、その方策等を含む。）に加えて、規則第14条第1号二の規定に鑑み、法第6条の認可を受けようとする日から6月以内に投資信託契約又は資産運用委託契約を締結し、かつ、受益証券の募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること（投資信託委託業を営む場合であって直接募集を行わない場合に限る。）が具体的に記載されていること。直接募集を行う場合には、直接募集の開始予定時期、設定予定年月日及び直接募集を行う投資信託の概要等が具体的に記載されていること。</p> <p>規則第11条第1項第12号の書面には、規則第14条第2号の規定に鑑み、下記の事項が記載され又は資料が添付されていること。</p> <p>～ (略)</p>	<p>第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 1 認可申請書等の審査</p> </div> <p>(略)</p> <p>1 - 1 - 2 認可申請書の添付書類の審査</p> <p>認可申請書の添付書類の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>規則第11条第1項第10号の「純資産額の見込み」は、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における投資信託委託業者としての業務の収支見込みに基づき算出されていること。</p> <p>規則第11条第1項第10号の「業務の計画書」は、業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して3営業年度における人員配置計画、支店その他の営業所の設置計画及び投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務を行う部門の設置計画等、投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務の計画が具体的に記載されていること。</p> <p>規則第11条第1項第13号の書面には、国内の証券会社及び登録金融機関での募集の方策等（直接募集を行う場合においては、その方策等を含む。）に加えて、規則第14条第1号二の規定に鑑み、法第6条の認可を受けようとする日から6月以内に投資信託契約又は資産運用委託契約を締結し、かつ、受益証券の募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること（投資信託委託業を営む場合であって直接募集を行わない場合に限る。）が具体的に記載されていること。直接募集を行う場合には、直接募集の開始予定時期、設定予定年月日及び直接募集を行う投資信託の概要等が具体的に記載されていること。</p> <p>規則第11条第1項第14号の書面には、規則第14条第2号の規定に鑑み、下記の事項が記載され又は資料が添付されていること。</p> <p>～ (略)</p>

1 - 1 - 3 外国会社の認可申請書等の審査

外国会社の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人（以下「外国会社」という。）が提出する認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。

～（略）

規則第11条第1項第8号の「投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額の見込み」は、申請者の国内における主たる営業所に係る部分が付記されていること。

規則第11条第1項第9号の「認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表」及び同条第2項の「最近の三営業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類」として、申請者に係る書類のほか国内における主たる営業所に係る書類が添付されていること。

（略）

2 - 9 資産運用委託契約締結前及び締結時の書面の交付

2 - 9 - 1 資産運用委託契約締結前の書面の交付

投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者が法第34条の10第1項各号、第3項各号に掲げる業務並びに法第34条の11第1項の承認を受けて行う業務を営む場合は、法第34条の7において準用する投資顧問業法律第14条の規定により資産運用委託契約締結前に交付する書面のうち同条第2項の「報酬に関する事項」については、投資法人資産運用業に関する報酬の額と当該兼業業務に対する手数料等の額との区別を明確にする。

（略）

（略）

2 - 10 兼業関係

（略）

2 - 10 - 2 法第34条の11ただし書の規定に基づく兼業業務の範囲

法第34条の11ただし書の規定に基づく承認の対象となる業務は、次に掲げるもののうち、2 - 10 - 3に規定する業務の内容及び方法による業務につき、2 -

1 - 1 - 3 外国会社の認可申請書等の審査

外国会社の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人（以下「外国会社」という。）が提出する認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。

～（略）

規則第11条第1項第10号の「投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額の見込み」は、申請者の国内における主たる営業所に係る部分が付記されていること。

規則第11条第1項第11号の「認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表」及び同条第2項の「最近の三営業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類」として、申請者に係る書類のほか国内における主たる営業所に係る書類が添付されていること。

（略）

2 - 9 資産運用委託契約締結前及び締結時の書面の交付

2 - 9 - 1 資産運用委託契約締結前の書面の交付

投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者が法第34条の10第1項各号、第3項各号に掲げる業務並びに法第34条の11第1項の承認又は第2項の届出により業務を営む場合は、法第34条の7において準用する投資顧問業法律第14条の規定により資産運用委託契約締結前に交付する書面のうち同条第2項の「報酬に関する事項」については、投資法人資産運用業に関する報酬の額と当該兼業業務に対する手数料等の額との区別を明確にする。

（略）

（略）

2 - 10 兼業関係

（略）

2 - 10 - 2 法第34条の11ただし書の規定に基づく兼業業務の範囲

法第34条の11ただし書の規定に基づく承認の対象となる業務は、次に掲げるもののうち、2 - 10 - 3に規定する業務の内容及び方法による業務につき、2 -

10 - 4の基準により審査するものとする。

(略)

その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関連する業務であって、公益又は受益者保護のため支障を生ずることがないと認められるもの。

(略)

2 - 10 - 3 業務方法基準

法第34条の11ただし書の規定により投資信託委託業者の兼業として承認する業務の内容及び方法は、次に定めるところによるものとする。

(略)

その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関連する業務

~ (略)

(略)

2 - 13 営業報告書等

(略)

2 - 13 - 2 投資信託委託業者営業報告書簿

法第37条第2項に規定する営業報告書の縦覧は以下により取り扱うものとする。

営業報告書簿は、営業報告書の写しの、規則別紙様式第8号により作成する。

(略)

(略)

(新設)

(略)

10 - 4の基準により審査するものとする。

(略)

その他の業務であって、公益又は受益者保護のため支障を生ずることがないと認められるもの。

(略)

2 - 10 - 3 業務方法基準

法第34条の11ただし書の規定により投資信託委託業者の兼業として承認する業務の内容及び方法は、次に定めるところによるものとする。

(略)

その他の業務

~ (略)

(略)

2 - 13 営業報告書等

(略)

2 - 13 - 2 投資信託委託業者営業報告書簿

法第37条第2項に規定する営業報告書の縦覧は以下により取り扱うものとする。

営業報告書簿は、営業報告書の写しの、規則第70条第2項第11号から第15号までに掲げる書類及び規則別紙様式第8号により作成する。

(略)

(略)

2 - 14 顧客情報の管理体制

投資信託委託業者は、法第14条等の主旨を踏まえ、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、顧客情報の管理について社内規則等を定め、その適正な運用を確保する必要があることに留意するものとする。

(略)

5 - 4 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

5 - 4 - 1 登録申請書の審査に係る留意事項

- ・ (略)

登録申請書第6面の8. 出資総額

(略)

5 - 4 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項

5 - 4 - 1 登録申請書の審査に係る留意事項

- ・ (略)

登録申請書第6面の9. 出資総額

(略)

